

議案第 84 号

栗山町議会会議規則の一部を改正する規則

栗山町議会会議規則（昭和 63 年議会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 17 条第 1 項中「第 115 条の 2」を「第 115 条の 3」に改める。

第 32 条第 3 項中「聞いて」を「聴いて」に改める。

第 39 条第 1 項中「聞き」を「聴き」に改める。

第 63 条中「回数」を「方法」に改める。

第 68 条第 1 項中「聞く」を「聴く」に改める。

第 73 条第 2 項中「第 109 条の 2 第 4 項」を「第 109 条第 3 項」に改める。

第 121 条を第 128 条とする。

第 17 章を第 19 章とする。

第 120 条を第 127 条とする。

第 16 章を第 18 章とする。

第 119 条を第 126 条とする。

第 15 章を第 17 章とする。

第 118 条を第 125 条とし、第 117 条を第 124 条とする。

第 14 章を第 16 章とし、第 13 章の次に次の 2 章を加える。

第 14 章 公聴会

（公聴会開催の手續）

第 117 条 議会が、法第 115 条の 2 第 1 項の規定により、会議において、公聴会を開こうとするときは、議会の議決でこれを決定する。

2 議長は、前項の議会の議決があったときは、その日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を公示する。

（意見を述べようとする者の申出）

第 118 条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否を、議会に申し出なければならない。

（公述人の決定）

第 119 条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等（以下「公述人」という。）は、前条の規定によりあらかじめ申し出た者及びその他の者の中から、議会において定め、議長は、本人にその旨を通知する。

- 2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。

(公述人の発言)

第120条 公述人が発言しようとするときは、議長の許可を得なければならない。

- 2 前項の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。
- 3 公述人の発言がその範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があるときは、議長は発言を制止し、又は退席させることができる。

(議員と公述人の質疑)

第121条 議員は、公述人に対して質疑をすることができる。

- 2 公述人は、議員に対して質疑をすることができない。

(代理人又は文書による意見の陳述)

第122条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、議会が特に許可した場合は、この限りでない。

第15章 参考人

(参考人)

第123条 議会が、法第115条の2第2項の規定により、会議において、参考人の出席を求めようとするときは、議会の議決でこれを決定する。

- 2 前項の場合において、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。
- 3 参考人については、前3条の規定を準用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第73条第2項の改正規定は、地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）附則第1条ただし書に規定する日又はこの規則の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

栗山町議会会議規則の一部を改正する規則新旧対照表

議案第 8 4 号資料

改 正 前	改 正 後
(修正の動議) 第17条 法第115条の2《修正の動議》の規定によるものを除くほか、議会在修正の動議を議題とするに当たっては、2人以上の者の発議によらなければならない。 2 修正の動議は、その案をそなえ、所定の発議者全員が連署して、議長に提出しなければならない。 (開票及び投票の効力) 第32条 議長は、開票を宣告した後、3人以上の立会人とともに投票を点検しなければならない。 2 前項の立会人は、議長が議員の中から指名する。 3 投票の効力は、立会人の意見を<u>聞いて</u>議長が決定する。 (議案等の説明、質疑及び委員会付託) 第39条 会議に付する事件は、他に規定する場合を除き、会議において提出者の説明を<u>聞き</u>、議員の質疑があるときは質疑の後、議長は、討論を用いなくて会議に諮って所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託することができる。ただし、常任委員会に係る事件は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。 2 提出者の説明は、討論を用いなくて会議に諮って省略することができる。 (準用規定) 第63条 質問については、第55条《質疑の回数》及び第59条《質疑又は討論の終結》第1項の規定を準用する。 (委員外議員の発言) 第68条 委員会は、審査又は調査中の事件について、必要があると認めるときは、委員でない議員に対しその出席を求めて説明又は意見を<u>聞く</u>ことができる。 2 委員会は、委員でない議員から発言の申出があったときは、その可否を決める。	(修正の動議) 第17条 法第115条の3《修正の動議》の規定によるものを除くほか、議会在修正の動議を議題とするに当たっては、2人以上の者の発議によらなければならない。 2 略 (開票及び投票の効力) 第32条 略 2 略 3 投票の効力は、立会人の意見を<u>聴いて</u>議長が決定する。 (議案等の説明、質疑及び委員会付託) 第39条 会議に付する事件は、他に規定する場合を除き、会議において提出者の説明を<u>聴き</u>、議員の質疑があるときは質疑の後、議長は、討論を用いなくて会議に諮って所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託することができる。ただし、常任委員会に係る事件は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。 2 略 (準用規定) 第63条 質問については、第55条《質疑の<u>方法</u>》及び第59条《質疑又は討論の終結》第1項の規定を準用する。 (委員外議員の発言) 第68条 委員会は、審査又は調査中の事件について、必要があると認めるときは、委員でない議員に対しその出席を求めて説明又は意見を<u>聴く</u>ことができる。 2 略

改 正 前	改 正 後
(所管事務等の調査) 第73条 常任委員会は、その所管に属する事務について調査しようとするときは、その事項、目的、方法及び期間等をあらかじめ議長に通知しなければならない。 2 議会運営委員会が、<u>法第109条の2第4項</u>に規定する調査をしようとするときは、前項の規定を準用する。	(所管事務等の調査) 第73条 略 2 議会運営委員会が、<u>法第109条第3項</u>に規定する調査をしようとするときは、前項の規定を準用する。 <u>第14章 公聴会</u> (公聴会開催の手続) <u>第117条 議会が、法第115条の2第1項の規定により、会議において、公聴会を開こうとするときは、議会の議決でこれを決定する。</u> 2 議長は、前項の議会の議決があったときは、その日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を公示する。 (意見を述べようとする者の申出) <u>第118条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否を、議会に申し出なければならない。</u> (公述人の決定) <u>第119条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等（以下「公述人」という。）は、前条の規定によりあらかじめ申し出た者及びその他の者の中から、議会において定め、議長は、本人にその旨を通知する。</u> 2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。 (公述人の発言) <u>第120条 公述人が発言しようとするときは、議長の許可を得なければならない。</u> 2 前項の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。 3 公述人の発言がその範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があるときは、議長は発言を制止し、又は退席させることができる。 (議員と公述人の質疑) <u>第121条 議員は、公述人に対して質疑をすることができる。</u> 2 公述人は、議員に対して質疑をすることができない。 (代理人又は文書による意見の陳述) <u>第122条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示すること</u>

改 正 前	改 正 後
	<u>ができない。ただし、議会が特に許可した場合は、この限りでない。</u> <u>第15章 参考人</u> (参考人) 第123条 議会が、法第115条の2第2項の規定により、会議において、参考人の出席を求めようとするときは、議会の議決でこれを決定する。 2 前項の場合において、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。 3 参考人については、前3条の規定を準用する。 <u>第16章 会議録</u> (会議録の記載事項) 第124条 略
<u>第14章 会議録</u> (会議録の記載事項) 第117条 会議録に記載する事項は、次のとおりとする。 (1) 開会及び閉会に関する事項並びにその年月日時 (2) 開議、散会、延会、中止及び休憩の日時 (3) 出席及び欠席議員の氏名 (4) 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名 (5) 説明のため出席した者の職氏名 (6) 議事日程 (7) 議長の諸報告 (8) 議員の異動並びに議席の指定及び変更 (9) 委員会報告書及び少数意見報告書 (10) 会議に付した事件 (11) 議案の提出、撤回及び訂正に関する事項 (12) 選挙の経過 (13) 議事の経過 (14) 記名投票における賛否の氏名 (15) その他議長又は議会において必要と認めた事項 (会議録署名議員) 第118条 会議録に署名すべき議員は、2人とし、議長が会議において指名する。 <u>第15章 議会報告会等</u> (議会報告会等) 第119条 法第100条第12項の規定により、議案の審査又は議会の運営に関し協議	(会議録署名議員) 第125条 略 <u>第17章 議会報告会等</u> (議会報告会等) 第126条 略

改 正 前	改 正 後
又は調整を行うための場として、議会報告会及び一般会議（以下「議会報告会等」という。）を設ける。 2 議会報告会等の運営その他必要な事項は、議長が別に定める。 第16章 議員の派遣 （議員の派遣） 第120条 法第100条第13項の規定により議員を派遣しようとするときは、議会の議決でこれを決定する。ただし、緊急を要する場合は、議長において議員の派遣を決定することができる。 2 前項の規定により、議員の派遣を決定するに当たっては、派遣の目的、場所、期間その他必要な事項を明らかにしなければならない。 第17章 補則 （会議規則の疑義） 第121条 この規則の施行に関し疑義が生じたときは、議長が決める。ただし、異議があるときは、会議に諮って決める。	2 略 第18章 議員の派遣 （議員の派遣） 第127条 略 2 略 第19章 補則 （会議規則の疑義） 第128条 略